

令和 8 年熊本地震により被災されたみなさまへ

明治安田損害保険株式会社

令和 8 年熊本地震により被害を受けられたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。

一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

当社では災害救助法が適用された地域（※）で被災されたみなさまに、以下のとおり特別のお取扱いをさせていただきます。

（※）令和 8 年熊本地震にかかる災害救助法の適用日（2026 年 7 月 28 日）および適用地域につきましては、内閣府ホームページ（災害救助法の適用状況）をご参照ください。
https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

1. ご契約の継続（更改）手続きの猶予

災害救助法が適用された日から、6 ヶ月後の末日まで（2027 年 1 月 31 日まで）に満期を迎えるご契約につきまして、お客さまのお申し出により、満期日を過ぎてからも、災害救助法が適用された日から 6 ヶ月後の末日まで（2027 年 1 月 31 日まで）に継続（更改）手続きをいただければ、契約が継続されたものとしてお取扱いいたします。

2. 保険料のお払込みの猶予

保険料のお払込みについて、お客さまのお申し出により、災害救助法が適用された日から 6 ヶ月後の末日まで（2027 年 1 月 31 日まで）にお払込みいただくべき保険料につきまして、同日（2027 年 1 月 31 日）を限度に払込みを猶予するお取扱いをいたします。

3. 各種保険について

ご契約の保険種類により、地震（地震による津波を含みます。以下同じ）による補償の取扱いは異なります。概要は以下のとおりです。

（1）医療保険

約款上、地震・津波による保険金については、削減する場合や支払わない場合があると規定されていますが、当社では、今回の令和 8 年熊本地震に係る損害については、上記規定を適用せず、保険金のお支払対象といたします。

なお、介護保険特約、親介護保険特約につきましては、地震によるケガ等は保険金のお支払対象外です。

（2）傷害保険

天災補償特約がセットされたご契約につきましては、地震によるケガ等は保険金のお支払対象となります。

（3）所得補償保険・団体長期障害所得補償保険

天災補償特約がセットされたご契約につきましては、地震によるケガ等は保険金のお支払対象となります。

（4）その他の保険契約

当社もしくはご加入の代理店へお問い合わせください。

4. 保険金請求書類の緩和について

保険金のお支払いについて、正規のお手続き書類が整わない場合でも、公的機関（自治体・警察等）が発行した証明書等のご提出により、お手続きに必要な書類を一部省略する等、保険金請求書類を緩和するお取扱いをいたします。

5. 入院治療を受けられなかった場合の特別取扱いについて

入院による治療が必要であったにもかかわらず、病院または診療所にご入院できない場合でも、本来必要な入院期間についての医師の証明書等のご提出等により、入院保険金のお支払いの対象期間に含める場合があります。

また上記以外でも特段のご事情がある場合には別途ご相談ください。

■ご契約に関するご相談等（※携帯電話からもご利用いただけます）

・お客さま相談室（平日（9：00～17：00）のご連絡）

保険商品	フリーダイヤル
すべての保険商品	0120-255-400

※夜間・休日につきましては、受付専用となります

■事故のご連絡（※携帯電話からもご利用いただけます）

（1）平日（9：00～17：00）のご連絡

保険商品	フリーダイヤル
傷害保険 （除、一時払退職者傷害保険）	0120-559-336
所得補償保険	0120-113-136
医療保険	0120-733-367
一時払退職者傷害保険	0120-400-811
火災保険、新種保険	0120-550-346

（2）夜間・休日（上記（1）以外）のご連絡

保険商品	フリーダイヤル
すべての保険商品	0120-550-346